

クラレスポーツプラザ宝塚《会則》

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、クラレスポーツプラザ宝塚(略称 KSP)と称し、宝塚中山桜台5丁目7-1に置きます。

(目的)

第2条 本クラブは、クラレテクノ株式会社(以下会社という)が経営・管理・運営し、スポーツを通じて会員相互の親睦と健康の増進を図るとともに、明朗健全なるスポーツ施設として機能することを目的とします。

(会員の種類)

第3条 本クラブは会員制とし、本クラブの趣旨に同意し申し込みされた方の内、会社が入会承認した方を会員とします。
本クラブの会員区分は、次の通りとします。

会員種類	登録	内容
総合	正会員	記名1名
	家族会員	総合正会員の16歳以上の同居家族に限ります。
テニス	正会員	営業時間中テニスコート及び付帯設備が利用できます。
	家族会員	総合正会員またはテニス正会員の16歳以上の同居家族に限ります。
	平日会員	土曜・日曜・祝日を除く、テニスコートは日没まで、ロッカー・バスルームは午後5時まで利用できます。
	短期正会員	1年毎に更新。営業時間中テニスコート及び付帯施設が利用できます。
	短期平日会員	1年毎に更新。土曜・日曜・祝日を除くテニスコートは日没まで、ロッカー・バスルームは午後5時まで利用できます。
フィットネス	正会員	営業時間中フィットネス及び付帯施設が利用できます。
	家族会員	フィットネス正会員の16歳以上の同居家族に限ります。利用は正会員と同じとします。
	平日会員	日曜・祝日を除く営業日の開館時から午後5時まで施設を利用することができます。
	ウィークエンド会員	土曜・日曜・祝日の営業時間中施設を利用できます。
	ナイト会員	日曜・祝日を除く営業日の午後7時～閉館まで施設を利用することができます。
	学生会員	16歳以上29歳以下の学生。利用は正会員と同じとします。

(入会手続き及び会員資格)

第4条 本クラブの会員は、書面による所定の入会手続き要し以下事項を承諾された方とします。

1. 満16歳以上で、本クラブ会則・細則・本施設利用規定を承認された方。
2. 入会にあたり本クラブが指定する内容の健康申告書を提出され、心身とも異常が無く定期的な運動が可能と診断された方。
3. 刺青のある方及び反社会的勢力に該当する方ならびに本クラブが入会を不相当と判断した方は入会できません。万一入会後に発覚した場合は本会則第12条に定める通り除名いたします。
4. 会員の権利及び資格を譲渡することはできません。

(承諾事項)

第5条 会員は、以下に定める事項を承諾した方が本クラブの施設を利用できるものとします。

1. 会員は、入会希望する会員種別に応じて別紙細則に定める入会金・諸会費・諸料金の金額を支払うものとします。
2. 支払い時期・支払い方法は本クラブがこれを定めます。
3. いったん納入された入会金・諸会費・諸料金はいかなる場合においても、これを返還いたしません。
4. 本クラブは、経済情勢などの変動に応じて別紙細則に定める入会金・諸会費・諸料金などを変更することができるとします。また館内利用案内版にて告示するものとします。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

1. 会員が退会した時

2. 会員が除名された時
3. 会員が死亡した時
4. 家族会員の主体である正会員が資格を喪失した時。正会員が休会になった場合も同様とします。
5. 本会則第4条3項に該当することが判明した時

(退会手続き)

第7条 会員が退会する場合は、書面による所定の手続きを要するものとします。滞納金がある場合は未払い料金として請求させていただきます。
※退会届は当月20日まで申し込みを受付いたします。

(休会規定)

第8条 会員が転勤・病気などの理由により施設を利用できない場合は、書面による所定の手続きを経て会員の資格を継続することができます。(休会費として1ヵ月1,000円税別)
※休会届は前月20日まで申し込みにより翌月の休会を受付いたします。

(会員証)

第9条 本クラブは会員に会員証を交付します。会員証は記名式とし会員が本クラブを利用するときその都度提示しなければなりません。

(除名・資格の一時停止)

第10条 会員が次の一つに該当する場合、本クラブはその会員を除名もしくは一定期間資格の停止をすることができます。

1. 本会則その他本クラブが定める諸規則に違反した時。
2. 本クラブの名誉を傷つけ円滑な運営を妨げる行為、または他の会員の利用に支障をきたす行為または秩序を乱した時。
3. 本クラブ内において、スタッフの引抜もしくは他の会員への勧誘行為を行った時。
4. 各諸会費・諸料金の支払いについて、請求があっても3ヵ月間滞納した時。
5. 入会に際して虚偽の申告をした時。
6. 健康状態を害しており、本クラブの利用に支障があると判断される状態になった時。
7. 伝染病やその他、他人に感染する恐れのある疾病を有する方。
8. 他の会員又はスタッフに対する暴力行為や威嚇行為を行った時。
9. 痴漢・のぞき・露出等の公序良俗行為を行った時。
10. 当クラブの会員の品位と社会的信用を無くすような行為を行った時。
11. 酒気を帯びての来館もしくは、館内での飲酒・喫煙行為を行った時。
12. 上記の行為を注意したスタッフの指示に従わなかった時。

(会員以外の利用)

第11条 本クラブが許可した以下の利用者に本施設の利用を許可できるものとします。
ビジターの受け入れ及びスクールの開催)

1. 本クラブは、施設の利用状況を判断して会社が認める者（ビジター利用・スクール開催）に施設利用させることができます。
2. 本クラブは、会員が紹介した非会員（以下ビジターという）に施設を同時に1名までご利用いただくことができます。この場合ビジターは別に定めるビジター料金をお支払いいただきます。ビジターについても本会則が適用されます。
3. 原則として16歳未満のビジターの利用は、テニスコートのみといたします。ただし、プールの利用に限りフィットネス会員の同伴を条件として日曜・祝日の午後1時～4時の間はロッカー室の利用を可能とします。
4. ビジターは会員の利用状況に応じて、制限することがあります。

(休業)

第12条 本クラブは、定期休館・設備整備・法定点検やその他やむを得ない理由により臨時休業することがあります。臨時休業の場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示いたします。

(施設の改廃・変更)

第13条 法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化や、その他天変地異の事由

により施設の修理、改廃などやむなきに至った場合、本クラブは施設の利用範囲の制限または変更をすることがあります。この場合会員は保証その他何等の請求・異議申し立てはできません。

(閉鎖)

第14条 本クラブは止むを得ない特別の事情が生じた場合は、本クラブ施設内の掲示板に対し3ヵ月の予告期間を設け閉鎖することができます。ただしこの場合、閉鎖月の翌月以降の会費前納分は、無利息にて返還いたします。この場合会員は補償その他何等の請求・異議申し立てはできません。

(免責事項)

第15条 本クラブは、以下記載の事項について責任を負いません。

1. 本クラブの施設利用に際して、本人又は第三者に生じた人的・物的事故（盗難・負傷等）について本クラブは、一切傷害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
2. 会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては同伴した会員が当該ビジターと連携して損害賠償の責に任じるものとします。

(細則)

第16条 本会則に定めのないクラブ運営事項については別途細則ならびに利用規定に定めます。

(改正)

第17条 本会則の改正・変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものといたします。

(2021年4月1日改訂)